

ICLS 認定コースディレクター各位

ICLS 指導者養成ワークショップディレクター各位

平成 24 年 7 月 4 日

日本救急医学会

ICLS コース企画運営委員会

委員長 小倉 真治

《重要》ICLS インストラクター等の認定および更新制度の変更に関するお知らせ

平素より日本救急医学会 ICLS コースへご理解・ご協力いただき、心より感謝申し上げます。
日本救急医学会では、2002 年度より日本救急医学会 ACLS コース企画運営特別委員会（現 ICLS コース企画運営委員会）を立ち上げ、本邦における 2 次救命処置の標準化をすすめてまいりました。現在までに累計 8,782 回のコース開催と 143,546 名に受講いただき、もっとも普及した医学系の教育コースと認識しており、これもひとえにみなさま方の惜しみないご努力の賜物とあらためて感謝申し上げる次第です。

本委員会では、さらにより良いコース構築のため、インストラクター、コースディレクター(CD)の質を担保する必要があると考え、新制度として、インストラクターの認定条件の変更と、認定インストラクター資格の更新要件、CD 資格の更新要件を新規に設けることを決定いたしました。

それに伴いまして、オンラインシステム (<http://www.icls-web.com/>) も刷新いたします。新システムへの対応としまして、下記の項目があります。新システムへの移行が円滑に進みますよう、内容をご理解いただき、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

【1】ICLS 認定コースディレクター (CD)

(1) 新制度導入に伴う現 CD の認定の移行措置について

新制度導入にあたり移行措置として、旧制度によるすべての現 CD を、無条件に新制度の CD として認定させていただきます。

ただし、新システム移行のため、みなさまには ICLS のウェブサイト (<https://www.icls-web.com/icls/login.do>) に各自、ログイン後、個人情報をご更新いただきます。個人情報をご更新いただく期間は、平成 25 年 2 月 28 日までです。

下記 1～4 のご確認、ご入力必須です。

1 旧制度での認定月をご確認ください。認定月は次回以降の資格更新月になります。認定月が記入されている方は、そのまま結構です。認定月が記入されていないは、次回以降の更新月は委員会で任意決定させていただきますのでご了承ください。

- 2 現在のご所属先をご入力ください。
- 3 現住所（ご所属先住所可）をご入力ください。
- 4 E メールアドレスをご確認ください。（メーリングリスト等の連絡手段として必要となります。）

なお、個人情報の更新手続きを実施されない場合は、CD の再認定に関する作業が遅れるなどの問題が発生する可能性もありますので、十分にご注意ください。

（補足）

新制度移行後、再認定の際、申請時期を新制度での認定月としますと、非常に多くの方々への対応が集中することになります。したがって、申請時の混乱を避けるため、新制度での申請時期は2年後以降の初回認定（旧制度で認定）された月とする予定です。認定月のデータのない初期のディレクターに関しては認定番号により順に月を割り振る予定です。詳細が決まりましたらメーリングリストおよびウェブサイト（<http://www.icls-web.com/>）でお知らせします。

（2）新制度導入に伴う認定証の発行について

新制度での認定証の発行につきましては、原則、ウェブサイトからダウンロードし入手することとします。何らかの理由でデータをダウンロードできない方は、実費にて作成・郵送する方法も検討しています。

お申し込み方法などに関しましては後日、メーリングリストおよびウェブサイトでお知らせします。

（3）新制度導入後の再認定条件について

平成25年4月1日からは下記の要件を満たした方は、CD資格更新が可能となります。

《CD更新要件》

- 1 2年間で2回以上のICLSコース開催またはICLS指導者養成ワークショップ開催。
- 2 コース開催時に CDを連名 にして申請してもよい（1コース2名まで）。

ただし、システム上、メインディレクターは1名とされていますので、形式的にいずれかの方に決めていただきます。なお、メインディレクター、サブディレクターとも、ディレクター経験1回とカウントされます。

（4）新システムにおけるコース認定申請上の注意について

新制度に導入に伴い、インストラクターの認定申請が変わります。それに伴い、コース開催報告時にご配慮いただくことがあります。みなさまにはご負担をおかけしますが、以下の点にご留意ください。

- ・ インストラクター新規認定申請時には、「3回以上のコース指導が必要となり、かつ、気道管理・モニター除細動・BLSブースをそれぞれ1回は経験すること」となります。1回のコ

ースで複数のブースを指導したとしても、いずれか1つ、1回のみの指導経験とカウントされます。

- ・ アシスタントインストラクターが認定を申請する際に、CD 番号が必要となります。認定申請者がブースでの役割を理解しているとご判断できた場合は、ご自分の認定ディレクター番号をアシスタントインストラクターへお教えてください。

※以上の情報についてウェブサイトや学会雑誌等で告知予定ですが、現時点でインストラクターの認定を受けておられない方々、特に学会会員ではない方への連絡方法がなく、情報提供が困難な状況です。皆様の関連部署や地域のネットワーク等を通じて、インストラクターの認定要件の変更を、認定申請をご検討されている方々にお伝えいただけますと幸いです。

【2】ICLS 指導者養成ワークショップディレクター (WSD)

今回の新制度導入において、WSD の新規認定申請要件の変更、認定の更新要件の設定はありません。移行措置として、旧制度によるすべての現 WSD を、無条件に新制度の WSD として認定させていただきます。

なお、今後、インストラクターの新規申請時に WS 受講歴が必須条件となります。先生方におかれましてはご多忙とは存じますが、ICLS のさらなる発展のために、是非、WS 開催と新規 WSD の育成にご配慮いただけますと幸いです。

以上、みなさまのご協力を心よりお願い申し上げます。

【この件に関するお問い合わせ先】

メールアドレス：icls-info@icls-web.com